

J R 東海労働組合関西地「申」第14号
2020年10月13日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「特例」としての年休発給についての申し入れ

7月13日、大阪第二運輸所の今田組合員は、8月21日に開催される本人訴訟の裁判に参加するために年休時季指定を行った。

8月5日、岡本関西支社係長より笹田副委員長へ連絡があり、「今回は特例として年休順位に関係なく年休を出す」との内容であった。

会社による年休の時季指定に対する「特例」としての取り扱いは労基法39条を無視した取り扱いであり、労働組合としては看過できない。労働者による時季指定をいのように特例扱いしたことに対してここに抗議するものである。

今回の年休の「特例」としての取り扱いに対し、以下のとおり申し入れるので早急に団体交渉を開催すること。

記

1. 岡本係長が今田組合員の年休の発給について、組合の窓口である笹田副委員長に連絡してきた理由と目的を明らかにすること。
2. 岡本係長による「今回は特例として年休順位に関係なく年休を出す」の「特例」とは労基法39条を無視した取り扱いであると考え。会社の見解を明らかにすること。
3. 岡本係長による「今回は特例として年休順位に関係なく年休を出す」の「年休順位に関係なく」とは、この間、会社が主張し、運輸所で行っている年休順位制度との関係上、矛盾するものである。会社の見解を明らかにすること。
4. 岡本係長が笹田副委員長に連絡した8月5日は、運輸所で実施している年休確定5日前とは矛盾するものである。会社の見解を明らかにすること。
5. 会社は、労基法39条（年次有給休暇）を遵守し、年休の時季指定に対して速やかに年休を発給すること。
6. 岡本係長が笹田副委員長に連絡した8月5日は、運輸所で実施している年休確定

5日前とは矛盾するものである。会社の見解を明らかにすること。

7. 裁判は社会通念上、原告や証人が必ず参加をすることが当たり前であり常識であると考え。その常識に添って会社も関係者の参加を保障するよう最低限の協力を取るべきである。よって、今後は裁判関係者の勤務手配は優先に実施し、時季指定した年休は優先休暇として取り扱うようにするべきである。会社の見解を明らかにすること。

以上